平成18年(行ウ)第467号等

原 告 原田 学 ほか

被 告 東京都,国

参 加 人 世田谷区

準備書面 33

平成23年1月19日

東京地方裁判所 民事第2部 A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

第1 緑地計画が旧都市計画法下において全廃されたことの現在における意義

昭和44年5月8日、東京特別区の約1万へクタールにも及ぶ緑地の都市計画について、建設大臣坪川信三により全廃の告示がなされた。そのような緑地計画の廃止が旧都市計画法(以下「旧法」という。)の趣旨及び目的に根底から違反するものであったことはこれまでの準備書面に述べたとおりである。

その重大な違法性は決して過去の問題ではない。現在における都市計画の問題として捉えられなければならない。なぜならば、次項以下に述べるとおり、現在も、旧法下において都市計画決定がなされた道路計画や、緑地計画と引き換えに都市計画決定がなされた区画整理事業が現存し、そして事業が進められようとしているからである。

第2 旧法下において都市計画決定された道路計画

東京都内には、旧法下において都市計画決定がなされた道路計画が多数存在している。

いうまでもなく、本件においてその違法性が問題となっている補助線街路第5 4号線はその1つである。甲150号証及び甲151号証の都市計画図によると、 世田谷区内の小田急線沿線だけをみても、旧法下で決定された以下の道路に関する都市計画が、現在もなお「未完成」のものとして存続していることが明らかである。

まず、戦災復興計画の一環をなすものとして都市計画決定されたものとして以下の道路がある。

· 放射街路第23号線

都市計画決定:昭和21年3月26日(戦災復興院告示第3号)

•補助線街路第26号線

都市計画決定:昭和21年4月25日(戦災復興院告示第15号)

• 補助線街路第52号線

都市計画決定:昭和21年4月25日(戦災復興院告示第15号)

•補助線街路第54号線

都市計画決定:昭和21年4月25日(戦災復興院告示第15号)

·補助線街路第128号線

都市計画決定:昭和22年11月26日(戦災復興院告示第128号) これらの都市計画決定は、これまでの準備書面に述べたとおり、ハワードに学 んだ内務省官僚らによって田園都市論に立脚して制定された旧法下において、緑 地とその他の施設とを融合させた都市の一部を構成するものとしてなされたもの であった。特に戦災復興計画は、その策定を担った石川栄耀自身の論稿(甲12 5号証,甲126号証)からも明らかなように、都市における山紫水明を実現す る緑地の存在を必要不可欠なものとして策定されたものであったから、その一環 をなす道路計画も、緑地の存在なしには到底その適法性・合理性を保持しえない ものであった。

さらに、その後に旧法下で都市計画決定がなされたものとして、以下の道路計画が現在も「未完成」のものとされている。

補助線街路第133号線

都市計画決定:昭和41年7月30日(建設省告示第2428号)

• 補助線街路第154号線

都市計画決定:昭和36年1月13日(建設省告示第25号)

·補助線街路第210号線

都市計画決定:昭和41年7月30日(建設省告示第2428号)

補助線街路第215号線

都市計画決定:昭和41年7月30日(建設省告示第2428号)

昭和44年5月8日に緑地計画が全廃されたにもかかわらず、上記した道路計画についてはいずれも何ら必要な見直しがされていない。

すなわち、旧法の趣旨を具現する緑地を廃止しながら道路を建設することが何ゆえ許されるのか、緑地に代わりいかなる施設を配することによって都市の山紫水明を確保するのかなどは、当然になされるべき考慮であるはずなのに、その検討がなされることなく、道路計画が漫然と維持され、そして現在も事業が進められようとしている。

第3 緑地計画の全廃と引換えになされた土地区画整理の都市計画

他方、東京都内では、昭和44年5月8日(緑地計画全廃と同日)付けで、緑地計画廃止と引換えに土地区画整理事業を施行すべき区域の都市計画決定がなされた。その全容は甲152号証に示されているとおりである。

同号証に記載されている区画整理事業に係る都市計画決定のうち、本準備書面別紙に抜粋して記載した70に及ぶ区画整理事業に係る都市計画決定が昭和44年5月8日付けでなされた。そのうち「換地処分公告日」欄が空欄となっている以下の12の土地区画整理は、今も事業が完了していない。

地区名	面積(ha)	地区名	面積(ha)
中里中央	3.9	土支田中央	14.3
花畑東部	97.1	佐野六木	24.8
花畑北部	54.4	南水元	5.4
瑞江駅西部	30.4	瑞江駅北部	21.2
篠崎駅東部	19.3	一之江駅西部	22.1
六丁四丁目付近	69	篠崎駅西部	1.4

現在、いわゆるヒートアイランド現象、大気汚染など、緑の欠如した都市の疲

弊は誰の目にも明らかである。遡って検証すれば、旧法下における緑地計画の全 廃にその重大な要因のあることは明らかである。そうであるにもかかわらず、今 もなお、緑地計画廃止と引換えになされた区画整理事業が漫然と進められつつあ り、また補助線街路第54号線を含む道路計画は戦災復興計画当時から漫然と維 持されたまま実現されようとしている。

したがって、旧法下においてなされた、旧法の趣旨・目的に反した緑地計画全 廃の違法性について、現在の都市計画を左右する重大な要素としてさらに議論を 深めて、事実に充分基づく評価がなされなければならない。にもかかわらず、被 告側はこの重大な論点につきいまだ何ら認否、反論をしていない。従前の原告ら の主張を認めるのならばそれでもよいが、そうでないのであれば、最低限認否は すべきである。

旧法を過去の遺物として無視もしくは等閑することは到底許されない。

以上

施行者	地区名	面積(ha)	都市計画決定日	認可告示日	换地処分公告日
	希望ヶ丘	85.2	S44.5.8	S.40.10.5	H2.5.30
	田直	2.0	S44.5.8	S56.3.31	H2.5.15
	鎌田前耕地	14.9	S44.5.8	S57.9.10	H13.10.29
	打越	2.2	S44.5.8	\$58.3.10	H6.2.7
	宇奈根西部	10.4	S44.5.8	\$60.9.10	H13.3.9
	喜多見南部	6.9	\$44.5.8	S61.4.11	H8.9.18
	宇奈根東部	4.4	S44.5.8	\$63.9.26	H15.7.7
	大道北	5.8	S44.5.8	H4.3.25	H15.6.12
	喜多見宮之原	1.6	\$44.5.8	H9.12.26	H14.2.25
	千歳台二丁目	2	\$44.5.8	H12.12.8	H15.9.1
	徳丸ヶ丘	43.9	S44.5.8	\$40.11.30	H2.11.14
	大門	29.7	S44.5.8	\$40.12.7	H10.1.12
	徳丸石川第二工区	19	\$44.5.8	S43.7.6	S63.10.31
	三園二丁目	0.4	S44.5.8	H10.4.30	H12.2.8
	大泉二丁目	2.2	S44.5.8	\$59.8.23	H1.12.6
	高松谷原	10.4	S44.5.8	S61.11.5	H7.2.23
	土支田三丁目	1.8	\$44.5.8	H1.12.13	H6.6.13
組合施行	西大泉六丁目	3.6	\$44.5.8	H2.10.2	H6.11.11
	中里	4.3	S44.5.8	H5.12.6	H10.2.13
	三原台二丁目	3.1	S44.5.8	H10.1.6	H14.11.20
	西大泉四丁目西	1.6	S44.5.8	H11.3.30	H13.9.5
	大泉町一丁目	2	\$44.5.8	H12.3.30	H17.2.17
	早宮四丁目	1.9	S44.5.8	H18.3.31	H21.10.19
	中里中央	3.9	S44.5.8	H20.3.31	
	西新井町第二工区	65.8	\$44.5.8	S36.12.12	H1.10.30
	花畑町	71.7	\$44.5.8	S36.12.12	H10.9.16
	江北西部	148.6	S44.5.8	S36.12.27	S63.8.4
	谷在家町	58	S44.5.8	S39.2.11	S60.8.26
	東栗原	61.1	S44.5.8	S41.5.12	S58.1.26
	淵江	118	\$44.5.8	S42.2.16	H13.5.15
	江北北部	152.1	S44.5.8	S42.4.18	H12.4.10
	花畑東部	97.1	S44.5.8	S42.11.25	
	下谷中	19	S44.5.8	\$43.5.4	S51.7.2
	中川	48.6	\$44.5.8	S43.5.11	S58.10.8
	大谷田谷中	52.8	\$44.5.8	S43.6.20	\$59.3.30
	大谷田上	35.2	\$44.5.8	\$43.6.20	H6.5.26

別紙

施行者	地区名	面積(ha)	都市計画決定日	認可告示日	換地処分公告日
個人施行	品川駅東口	13.7	S44.5.8	H8.3.18	H15.1.14
	北烏山七丁目	0.7	\$44.5.8	H11.1.29	H13.2.9
	成城四丁目	3.8	S44.5.8	H12.12.8	H14.11.28
	千歳台六丁目	1.3	S44.5.8	H16.12.15	H18.5.23
	和泉四丁目	1.7	S44.5.8	S51.5.11	S54.7.3
	高井戸東一丁目南	4.8	S44.5.8	H17.12.1	H20.9.29
	三原台三丁目	1.7	S44.5.8	H4.4.23	H7.5.8
	東新小岩二丁目	2.0	S44.5.8	H11.5.12	H12.10.27

施行者	地区名	面積(ha)	都市計画決定日	事業計画公告	換地処分公告日
組	栗原六月町第二工区	24.5	S44.5.8	S45.7.8	H6.6.1
	六木	27.9	S44.5.8	S47.4.1	S62.7.1
	桑袋	5.9	\$44.5.8	S61.9.11	H16.2.2
	水元第一	109.1	S44.5.8	\$42.9.12	H5.8.10
合 施	上新	17.4	S44.5.8	\$49.12.3	S59.6.18
行	奥戸四丁目	7.8	S44.5.8	S61.1.21	H5.4.12
	新堀	33.1	S44.5.8	S42.9.12	S54.11.30
	春江	40.4	S44.5.8	\$46.12.28	H4.8.27
	小岩陣地	12.3	S44.5.8	S54.1.11	S54.9.12
	足立北部舎人町付近	184.3	\$44.5.8	S46.1.20	H7.3.31
	西瑞江駅付近	28.9	\$44.5.8	S57.1.20	H8.3.29
	四葉二丁目付近	20.4	S44.5.8	\$58.8.10	H9.3.31
東京都施行	篠崎駅付近	15.4	S44.5.8	S61.11.15	H10.3.31
	瑞江駅南部	33.9	S44.5.8	S63.4.14	H17.3.31
	花畑北部	54.4	S44.5.8	H3.5.15	
	瑞江駅西部	30.4	S44.5.8	H6.7.11	
	篠崎駅東部	19.3	S44.5.8	H7.5.24	
	六町四丁目付近	69	S44.5.8	H10.3.30	
	土支田中央	14.3	S44.5.8	H17.3.17	
	佐野六木	24.8	S44.5.8	H9.4.1	
	南水元	5.4	S44.5.8	H16.2.25	
	瑞江駅北部	21.2	S44.5.8	H3.9.26	
	一之江駅西部	22.1	S44.5.8	H5.8.26	
	駅西部(篠崎七丁目20	1.4	S44.5.8	H17.2.15	
	駅西部(篠崎七丁目4,5	3.5	S44.5.8	H17.9.16	H21.8.14
	駅西部(上篠崎四丁目	0.5	S44.5.8	H18.6.30	H21.7.31